

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2023年9月12日
【会社名】	ダイドーグループホールディングス株式会社
【英訳名】	DyDo GROUP HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高松 富也
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島二丁目2番7号
【電話番号】	06(7166)0011
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員財務部長 殿勝 直樹
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島二丁目2番7号
【電話番号】	06(6222)2641
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員財務部長 殿勝 直樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 148,500,000円 (注) 募集金額は、本有価証券届出書提出日における見込額 (会社法上の払込金額の総額)であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年8月28日に提出いたしました有価証券届出書及び添付書類である取締役会議事録の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

5 第三者割当後の大株主の状況

（添付書類の訂正）

取締役会議事録（抄本）

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第一部【証券情報】

第3【第三者割当の場合の特記事項】

5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
ハイウッド株式会社	奈良県御所市1363	2,470	15.56	2,470	15.53
有限会社サントミ	奈良県御所市1363	2,011	12.66	2,011	12.64
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3 号	1,093	6.88	1,093	6.87
タイタコーポレーション株式会 社	静岡市葵区両替町二丁目4 - 15	630	3.97	630	3.96
高松 富博	奈良県御所市	495	3.11	495	3.11
高松 富也	大阪市西区	495	3.11	495	3.11
高松 章	東京都世田谷区	494	3.11	494	3.10
株式会社レモンガスかごしま	鹿児島県鹿児島市中山一丁目 11-19	250	1.57	250	1.57
株式会社レモンガスクまもと	熊本県菊池市野間口字前田 1005 - 1	223	1.40	223	1.40
ガイドーグループホールディン グス社員持株会	大阪市北区中之島二丁目2番7 号	189	1.19	216	1.35
計	-	8,352	52.60	8,379	52.68

(注) 1. 2023年7月20日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を切り捨てて記載しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2023年7月20日現在の総議決権数(158,778個)に本自己株式処分により増加する上限議決権数(270個)を加えた数(159,048個)で除した数値です。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有株式数 (千株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)
ハイウッド株式会社	奈良県御所市1363	2,470	15.56	2,470	15.53
有限会社サントミ	奈良県御所市1363	2,011	12.67	2,011	12.65
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,093	6.89	1,093	6.88
タイタコーポレーション株式会社	静岡市葵区両替町二丁目4-15	630	3.97	630	3.96
高松 富博	奈良県御所市	495	3.12	495	3.11
高松 富也	大阪市西区	495	3.12	495	3.11
高松 章	東京都世田谷区	494	3.11	494	3.11
株式会社レモンガスかごしま	鹿児島県鹿児島市中山一丁目11-19	250	1.57	250	1.57
株式会社レモンガスクまもと	熊本県菊池市野間口字前田1005-1	223	1.41	223	1.40
ガイドグループホールディングス社員持株会	大阪市北区中之島二丁目2番7号	189	1.19	216	1.36
計	-	8,352	52.61	8,379	52.69

(注) 1. 2023年7月20日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2023年7月20日現在の総議決権数(158,778個)に本自己株式処分により増加する上限議決権数(270個)を加えた数(159,048個)で除した数値です。

（添付書類）取締役会議事録（抄本）

（訂正前）

< 前略 >

第3号議案 譲渡制限付株式としての自己株式の処分の件

執行役員 濱中昭一より、本議案についての説明が以下の通り行われ、議長が議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

〔議案内容〕

社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（本議案において、以下「本制度」という。）に基づき、ダイドーグループホールディングス社員持株会（本議案において、以下「本持株会」という。）の会員のうち本制度に同意する当社子会社、当社孫会社及び当社ひ孫会社の正社員及び特別社員（再雇用社員、契約社員及びパート社員を除く。本議案において、以下「対象社員」という。）に対し、本持株会を通じて普通株式を譲渡制限付株式として取得する機会を創出することを目的として、以下の事項が充足されることを条件として、下記の通り、譲渡制限付株式として自己株式を処分する。なお、当該処分に基づき、金融商品取引法第166条第6項第12号又は同法第167条第5項第14号に定める「株式の売買等の計画書」を作成する。

処分期日の前日までに本制度に対応した本持株会に係る持株会規約及び持株会運営細則に基づく本制度に関する特則の効力が発生していること

当社と本持株会との間で別紙に記載の譲渡制限付株式割当契約が締結されること

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

第3号議案 譲渡制限付株式としての自己株式の処分の件

執行役員 濱中昭一より、本議案についての説明が以下の通り行われ、議長が議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

〔議案内容〕

社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（本議案において、以下「本制度」という。）に基づき、ダイドーグループホールディングス社員持株会（本議案において、以下「本持株会」という。）の会員のうち本制度に同意する当社子会社、当社孫会社及び当社ひ孫会社の正社員及び特別社員（再雇用社員、契約社員及びパート社員を除く。本議案において、以下「対象社員」という。）に対し、本持株会を通じて普通株式を譲渡制限付株式として取得する機会を創出することを目的として、以下の事項が充足されることを条件として、下記の通り、譲渡制限付株式として自己株式を処分する。なお、当該処分に基づき、金融商品取引法第166条第6項第12号又は同法第167条第5項第14号に定める「株式の売買等の計画書」を作成する。

処分期日の前日までに本制度に対応した本持株会に係る持株会規約及び持株会運営細則に基づく本制度に関する特則の効力が発生していること

当社と本持株会との間で別紙（省略）に記載の譲渡制限付株式割当契約が締結されること

< 後略 >